

公益社団法人空気調和・衛生工学会  
社員総会規程  
平成 24 年 3 月 15 日 理事会制定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会（以下、「当法人」という）定款第 11 条に基づき、当法人が開催する社員総会に関し必要な事項を定め、円滑な運営を目的とする。

第 2 章 社員総会の招集の手續等

(開催)

第 2 条 定時社員総会は、事業年度終了後、5 月に開催する。

- 2 第 4 条の請求があった場合、または理事会において決議があった場合は、臨時社員総会を開催する。

(招集)

第 3 条 定時社員総会は、会長が招集する。

- 2 臨時社員総会は、第 4 条に該当する場合は社員が招集し、理事会において決議があった場合は会長が招集する。

(社員による招集の請求)

第 4 条 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対して臨時社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時社員総会の招集を請求することができる。

- 2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、臨時社員総会を招集することができる。
  - (1) 前項の規定による請求後、遅滞なく招集手続が行われない場合
  - (2) 前項の規定による請求があった日から 6 週間以内に社員総会の招集通知が発せられない場合

(招集の決定)

第5条 招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を決定する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 議案事項
- (3) 出席しない社員が書面によって決議権行使ができる旨
- (4) 出席しない社員が電磁的方法による議決権行使ができる旨
- (5) 前各号に掲げるものほか法務省令で定める事項

(招集の通知)

第6条 招集通知は、会長が開催日の1週間前までに、社員に対して書面で行う。ただし、第5条第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、開催日の2週間前までにその通知を行わなければならない。

- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、同項の書面による通知を発したものとみなす。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第5条第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(議決権行使に関する基準日)

第8条 事業年度終了後に招集される定時社員総会に対して議決権を有する社員は、事業年度の末日における社員とする。

- 2 臨時社員総会に対して議決権を有する社員は、臨時社員総会開催月の前月末日における社員とする。

(議決権の数)

第9条 社員1名は、1個の議決権を有する。

(定時社員総会の決議)

第10条 定時社員総会の決議は、総社員の半数以上の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる特別決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の一部免除

- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散
- (7) 吸収合併契約の承認
- (8) 新設合併契約の承認

3 社員総会は、第 5 条第 1 項第 2 号（議案事項）に掲げる事項以外の事項について決議することができない。

### 第 3 章 社員等の出席

（社員本人の出席）

第 11 条 社員総会に出席しようとする社員は、受付にてその資格を明らかにしなければならない。

（社員以外の者の出席）

第 12 条 当法人の職員及び弁護士等は、理事、監事を補佐するため議長の許可を受けて社員総会に出席することができる。

（理事・監事の出席）

第 13 条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

### 第 4 章 社員総会の議事

（議長）

第 14 条 議長は、会長がこれに当たる。

2 会長がやむを得ない事由により出席出来ない場合は、出席した副会長の中から選出する。

（議長の権限）

第 15 条 議長は、秩序を維持し、議事を整理する権限を有する。

2 議長は、議事を円滑に進めるためにその命令に従わない者など、次に示す者を退場させることができる。

(1) 社員又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明

した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 社員総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第 16 条 議長は、社員総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、出席した社員に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第 17 条 議長は、開会の予定時刻に合わせて議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第 18 条 議長は、やむを得ない事由がある場合は、開会時刻を繰り下げることができるが、この場合、すでに入場している社員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第 19 条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、招集通知に示された議題順に付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 20 条 議長は、議題付議を宣告した上で、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 社員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、次の事項の場合はその限りでない。

(1) 当該事項が当該社員総会の目的と関係しない場合

(2) 前号の説明をすることが社員の共同の利益を著しく害する場合

(3) その他正当な理由があつて議長が認める場合

3 社員から提案があつた場合、議長はその社員に議題の説明を求め、また、理事又は

監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第 21 条 社員総会の出席者は、議題について発言する場合、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第 22 条 社員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第 1 項の動議が、社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかとなるときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第 23 条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、社員総会の議長を出席社員の中から選出する。

(採 決)

第 24 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議の終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。なお、社員総会の開催前に、複数の役員を選任議案すべてについて社員の過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、社員総会において、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で採決することを出席している議場の社員に諮り、それに異議が出ない等のときは、役員候補者全員の選任議案を一括で採決することができる。

3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 複数の修正案が提出された場合は、原案から離れたものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、修正案に先立ち原案を採決することができる。

5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対

又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。

- 6 定款第 17 条第 2 項に規定された特別決議に関する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして取り扱う。
- 7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法もとることができる。
- 8 議長は、採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した社員の議決権の数)

第 25 条 決議については、次の数の合計数を出席した社員の議決権の数とする。

- (1) 出席した社員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた社員の議決権の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した社員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により開催までに議決権を行使した社員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第 26 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果を宣言する。

(休 憩)

第 27 条 議長は、必要に応じて、再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第 28 条 社員総会を延期または続行する場合は、社員総会の決議による。

- 2 延期する場合は、日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 議長に一任した場合は、決定した日時及び場所を速やかに社員に通知しなければならない。

(閉 会)

第 29 条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうち 2 名以上がこれに記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、社員総会の日から 10 年間その主たる事務所に備え置く。
- 4 社員は、当法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
  - (1) 第 1 項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
  - (2) 第 1 項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を閲覧又は謄写の請求

(結果報告)

第 31 条 会長は、社員総会の議事の経過及びその結果の概要を、電磁的な方法により報告または会報に掲載するものとする。

## 第 5 章 事務局

(事務局)

第 32 条 事務局は、事務局長または事務局長が指名した職員があたる。

## 第 6 章 雑 則

(改 廃)

第 33 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 本規程は、平成 24 年 3 月 15 日の特例民法法人（社団法人）空気調和・衛生工学会の理事会において制定するが、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。